

国立市立学校給食センター整備運営事業PFI事業者評価委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 国立市立学校給食センター整備運営事業（以下「事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて実施するに当たり、PFI事業者（以下「事業者」という。）の選定等について透明性と公平性を確保することを目的として、国立市立学校給食センター整備運営事業PFI事業者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、各委員の意見及び評価の結果を市長及び教育長に報告する。

- (1) 事業に係る要求水準に関すること。
- (2) 事業者に係る募集要項及び選定基準に関すること。
- (3) 事業者から提出された応募書類等の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の評価に関し、必要な事項

(組 織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 市立学校保護者代表 2人以内
- (3) 市立学校長代表 1人以内
- (4) 市立学校給食センター職員 1人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、事業に係る事業者の選定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。
- 4 委員会における検討の経過及び結果は、P F I 法第 8 条第 1 項の規定により事業者を選定した後に、公表する。

(委員の責務)

第 7 条 委員は、公正かつ公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝 礼 金)

第 8 条 市長は、委員会の会議に出席した委員（第 3 条第 3 号及び第 4 号に掲げる委員を除く。）に対して、予算の範囲内で別に定めるところにより、謝礼金を支払うものとする。

(庶 務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課及び給食センターにおいて処理する。

(委 任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 2 8 日から施行する。

付 則（令和 2 年 6 月 25 日訓令第 47 号）

この訓令は、令和 2 年 6 月 2 5 日から施行する。